

徳島地方裁判所委員会（第22回）・家庭裁判所委員会（第21回）議事概要

1 開催日時

日時 平成31年1月30日（水）午後2時00分

2 開催場所

徳島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（各50音順）

(1) 地裁委員

石原稚也委員〔委員長〕，川畑公美委員，栗栖聡委員，島内保彦委員，友竹義典委員，成谷雅弘委員，林紀子委員，町田聡委員，三河広明委員

(2) 家裁委員

青野透委員，（石原稚也委員〔委員長〕），大西聡委員，川村美樹委員，竹中淳二委員，多田敏子委員，（町田聡委員），森實有紀委員

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員紹介等

(4) テーマ「裁判員制度の広報活動について」の導入説明

（徳島地方裁判所刑事部総括裁判官 坂本好司）

「裁判員制度の現状と課題」について説明（出前講義の実演）

(5) テーマ等についての意見交換

下記5のとおり

(6) 次回開催期日，テーマ等

追って決定

(7) 所長あいさつ

(8) 閉会

5 意見交換について（○：委員，□：説明者もしくは裁判官の職にある委員）

要旨

テーマ「裁判員制度の広報活動について」

○： 裁判員候補者の辞退者が増えつつあると聞いていますが，その推移と考えられる原因について説明をお願いします。

□： 裁判員候補者のうち，一定の方については裁判員を辞退することができることとされています。法律上認められた定型的な辞退事由として，70歳以上の方や学生の方については，辞退したいということであれば，それだけで辞退が認められます。それ以外にも，例えば，仕事が忙しく，かつ，他の人で代わることができないような場合，あるいは，身内の介護をされていて，他の人に代わってもらうことができないような場合にも，辞退が認められることがあります。

辞退率については、全国のデータでは、平成26年が64.4%で、平成30年11月末現在では66.8%と、若干上昇しています。徳島では、平成26年が64.5%で、平成29年は72%と大きく上昇しています。ただし、平成28年は65%、平成27年は60%であったことからすると、徳島での事件数が少ないために、年ごとのばらつきが大きく出ているといえるものの、やはり、全体として辞退率は少し上がっていると思っています。その背景事情には、高齢化、非正規雇用が増えているという雇用状況の変化、審理期間の長期化などがあるのではないかと指摘されています。

- ： 一般市民にとって、裁判員になることは、権利、義務のどちらなのでしょう。権利だと考えれば、専門家の行っている司法の場に、自治のような観点で参加することになるでしょうし、義務なのであれば、できれば逃れたいという発想になるのだらうと思います。辞退された方や積極的に参加された方が、どちらの意識を持たれていたのかが分かれば教えてください。
- ： 選任段階で辞退された方とは話す時間があまりないので分かりませんが、選任された方と話したところによれば、大きく二つに分かれていると感じています。初めはやりたくないと考えていて、辞退事由を探したけれども見つからなかったのが参加したという方もいらっしゃいますが、やってみたかったのが当たってよかったと言ってくださる方もいらっしゃいました。
しゅしゅ来られた方は、義務と捉えておられるのだらうと思います。やってみたかったという方が、権利だという意識までお持ちかどうかは分かりませんが、あくまで印象として、積極的に参加したかったとおっしゃる方も増えてきているように感じています。
- ： 裁判員制度を取り上げたテレビ番組で、裁判に参加した人は投票率が上がったというデータが紹介されていました。裁判員裁判を経験することで、社会に参加する意識ができ、それが政治行動の変化に繋がっているのかもしれませんが。
- ： 年に一度開催している裁判員経験者との意見交換会では、裁判員裁判を経験したことにより、自分が社会の中で生活していることが実感できた、もっとこの制度を広めていかなければならない、というありがたい御感想をいただいたこともありました。
- ： 審理期間が全国平均で7日間程度とのことでしたが、これは、連続した7日間なのですか。
- ： 事件によってケースバイケースですが、審理日数が7日間の場合、1週間ぶっ続けで来ていただくのは負担が大きいので、土日以外にも、間で休みを入れることが多いのではないかと思います。できるだけ負担のないように審理のスケジュールを組みたいとは考えていますが、それでも、意見交換会で経験者の方にお聞きすると、実は結構きつかったと言われたこともあります。
- ： ショッキングな写真を見た後のフォローなど、カウンセリングを受けられ

るような制度はあるのですか。

- ： ショッキングな証拠写真などは、裁判所、検察官、弁護人の三者で協議し、審理にどうしても必要な範囲に限定するようにしています。見ていただくときにも、写真を図面に代えたり、白黒写真にするなどの工夫がなされています。また、具合を悪くされた方について、無料でカウンセリングを受けられる窓口を設置しているので、そのことを全事件で御案内しています。
- ： 国民が司法に参加する制度としては、辞退率が高いと感じます。さらに、辞退する方以外に、欠席する方もおられることと思います。殺人等の重大な事件に関与することになるので、辞退等の問題を解決していくためには、被告人に顔を見られること、あるいは名前を知られることなどによる裁判員の心理的な負担を解消していくことが重要なのではないのでしょうか。裁判所では、そういったことに対してどのような取組をされているのですか。
- ： 裁判員の氏名を出さないことはもちろんのこと、個人情報漏洩することのないよう、厳格に取り扱っています。また、裁判所構内で警備態勢を敷くほか、例えば最寄りより一つ隣の駅へ送迎するというような配慮を行った例も聞き及んでおります。

他庁において、暴力団の関係者らしき人物が、裁判員に声をかけたことが報じられたことがありましたが、私の知る限りでは、四国管内で裁判員が何らかの接触を受けたという話は聞いたことがありません。裁判員の方から不安な気持ちが寄せられたときには、そのような可能性は低いというお話をするとともに、何か気になることがあったときには、どこに、どのように連絡したらよいのかを御案内しています。
- ： 裁判官とは違い、裁判員の方には、可能性は低いとしても、もしもそうなったらどうしようという感覚があるのではないのでしょうか。裁判員は法廷で顔を見せなければなりません。田舎では、それだけでどこのだれなのかが分かってしまうこともあります。例えば、マスクをするなどして、顔が分からないようにすることはできないのでしょうか。
- ： 裁判所の現状としては、先ほどお話ししたとおりですが、裁判員の方がどこに不安を感じておられるのかを知った上で、不安を解消するためにどのような方策があるのかを考えたいと思っていますので、様々な御意見をいただけますようお願いいたします。
- ： 確率的に低いということは、もしも自分が当たってしまったらと考えると、市民にとってあまり救いにはならず、不安に思うことがあると思います。場合によっては交代してもらえることもあるというように、具体的な取扱いを示していくことが不安解消に繋がっていくのではないのでしょうか。
- ： リスクがありながらも、なぜ裁判員制度が導入されたのかということ、原点に返って、導入された背景、目的等をホームページなどで説明すれば、参加する意欲を持ってくれる方が増えてくるのではないかと思います。

- ： 広報に関連する御意見をいただきましたので、これまでに当庁が行ってきた裁判員制度に関する広報活動の取組について御説明します。
- ： 現在までに、裁判員裁判の広報活動として、出前講義を数件、大学でのパネルディスカッション、裁判所に学生を招いての講義等を実施しました。また、出前講義のリーフレットを商工会議所のホームページに掲載していただいております。2月には、司法記者との意見交換会を実施することとなり、今後は、10周年を見据えて模擬評議を含めた企画を検討しています。
- ： 出前講義の受け入れ先の開拓は簡単ではありませんでした。裁判所の調停委員を通じて紹介を受けたところへは、いくつか伺うことができましたが、直接打診したところは、あまりうまくいっていないのが実情です。
- ： 検討中の企画は、いろんな立場の方に御参加いただき、台本に沿って模擬裁判を体験してもらった後、その事実に基づいて模擬評議を行い、有罪か無罪か、量刑をどのようにするかを考えていただくというものです。場合によっては、報道関係者の方にも参加していただくことも考えています。
- このような方法以外にも、裁判員制度をアピールするために、何か良い方法があれば御意見をいただけますようお願いいたします。
- ： 小学生のころから、教育の現場で、裁判員制度について理念や目的を教えることにより浸透させていくことが大事なのではないでしょうか。あるいは、ドラマを作成して放映するというのも方法だと思います。出前講義のようなピンポイントで行う活動には限界があるのではないかと思います。
- ： ドラマにすることは、中高生に届けるには有効かもしれません。小学生からの法教育の活動という意味では、弁護士会のお力をお借りして、場合によっては検察官も参加する形で、何かできればという思いはあるのですが、よい方策はありますでしょうか。
- ： ドラマの制作や学校教育については、徳島だけではなく、全国統一的に実施することだろうと思います。
- 徳島でできる範囲のこととして、徳島弁護士会では、法教育として、「ジュニアロースクール」というディベート形式の行事や、「高校生模擬裁判選手権」という行事を開催しています。このような行事に参加することは、裁判に興味をもってもらうきっかけになると思います。
- ： 高校生は、どうしても受験と絡めて考えてしまうところがあるので、小中学校生に対し、主権者教育という意味合いで、県教育委員会への働きかけを進めることが有効なのではないかと思います。
- また、消費者教育として、税のことなどと一緒に学ぶという方法もよいのではないのでしょうか。
- そして、それぞれの活動がどれほど啓発に繋がったのかを検証することも必要だと思います。
- ： 個人に働きかけるだけでなく、企業が何らかの形で有給休暇のような制度

を作るなど、社会制度がサポートする形にならないといけないと思います。制度化して企業に対する義務を課すことは難しい場合であっても、職場の理解を求めるための活動として、企業や経済団体の方に聞いていただくことは大事だと思います。

- ： 当社には、裁判員制度に参加するための有給休暇があります。ただし、4日連続となると、かなりハードルが高いと思います。例えば、夜7時から裁判を行うとか、土日に期日を入れるなどの工夫がされないと、企業としては難しいところがあります。
- ： 例えば、5日間の審理日数を予定した裁判の場合、1週間に何日ずつであれば可能だと思われませんか。
- ： 1週間に1日ずつなら可能だと思います。1週間に2日でも、全4日間であればぎりぎり可能かもしれません。半日ずつにして、日数としては倍になる方がまだよいように思います。
- ： サラリーマンの感覚では、2か月先には既に予定が入っているので、2か月以内に知らされたのでは厳しいと思います。
- ： 出前講義については、裁判所から無料で講義に来てもらえるということを知らない人が多いと思うので、宣伝すればよいと思います。高齢者を対象とするような場合でも、そこから浸透することもあるのではないのでしょうか。また、学校に赴く場合には、裁判所だけでなく、他のところと一緒にやっていく方がよいのではないかと思います。
- ： 裁判員制度を知ってもらうという目的からすると、講義の対象者はごくわずかであり、効果があるのだろうかと思わざるを得ません。紙ベースのものは見てももらえないので、リーフレットもほとんど効果がないと思われませんか。若い方向けには、SNSを活用することもあり得るのではないのでしょうか。裁判所の方から、人が多く集まる場所へ出向くのが効果的だと思います。教育現場への出前講義に関しては、以前、高校で模擬投票を開催したところ、非常に好評でした。そのような形で実施することには効果があると思われませんか。それも、いくつかの学校だけでは寂しいので、県下の高校は全部回られたらよいと思います。
- ： 企業や経営者団体に対しては、出前講義というよりも、意見交換会にした方がよいのではないのでしょうか。その方が、具体的な問題点や改善策が出てくるのではないかと思います。
- ： お互いに、できること、できないことがあっても、話し合う場を持つことは重要だと思います。そのような場を持ちたい場合、どのようにお願いしていくのがよいのでしょうか。
- ： 企業や団体に書面を出して、趣旨を説明していくことから始まるのではないのでしょうか。また、そういった団体等からアンケートを取るのも方法の一つだと思います。

- ： 四，五人のグループごとに分かれて協議する，ワークショップ方式を採るのも，本音で話せるための方法だと思います。
- ： 関心を持っていない人を振り向かせるのは難しいと思います。経営者団体とは，アンケート等よりも，膝を突き合わせて話す形にした方がよいのではないかと思います。
- ： 裁判員制度だけでなく，高齢化，空き家問題などの徳島特有の問題と絡めて，法に目を向けてもらうという活動はできないものでしょうか。例えば，地元のケーブルテレビに持ちかけて，広報活動をするというのも方法の一つだと思われます。
- ： ケーブルテレビでは，弁護士会の行事をそのまま流してもらえたこともあったので，協力してもらえる可能性はあるのではないのでしょうか。
- ： 広報活動を行うとして，何を成果指標とするのでしょうか。通常は，数値目標を立てて，それをクリアするために行うものだと思います。徳島の辞退率の数値が高くて，それを改善するためなら，徳島で広報活動をすることも効果があるのだと思いますが，制度に問題があるのであれば，オールジャパンでやっていくべきだろうと思います。目的をはっきりさせることが必要なのではないのでしょうか。